

平成16年9月30日

東京都財務局

監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係が 3ヶ月以上あることの確認について

公共工事における監理技術者及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の直接的かつ恒常的な雇用関係については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）の施行に伴い、各発注者において厳正に確認を行うよう要請されてきたところであり、平成15年11月の国土交通省通達において恒常的な雇用の具体的な期間が示されました。

東京都においても不良・不適格企業の排除、より適正な履行の確保を図る観点から、監理技術者等の雇用の確認について次により行うこととしましたのでお知らせいたします。

直接的かつ恒常的な雇用関係とは

監理技術者等は、工事現場に常駐して専らその職務に従事する者であり、工事希望申し込みの3ヶ月以上前から雇用関係にある者に限ります。また、事業協同組合等においても、監理技術者等は組合と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要です。

対象工事

東京都が発注する公共工事のうち、監理技術者等を配置する必要のある全ての建設工事が対象となります。

工事希望申込方法

「工事希望票兼監理技術者等調書」の提出と併せて、配置予定技術者の確認のため次の書類の写しを提出願います。

- 監理技術者の場合 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証
 ※ 詳しくは、平成16年3月8日付「公共工事の専任の監理技術者の確認について」をご覧ください。
- 主任技術者の場合 ① 健康保険被保険者証
 （次のうちいずれか）② 区市町村作成の住民税特別徴収税額通知書
 ③ 社会保険事務所作成の被保険者標準報酬決定通知書

工事希望申込時における注意点

「工事希望票兼監理技術者等調書」に記載した配置予定技術者の変更は、原則として認めませんので技術者の選定にあたっては十分注意してください。この調書は、一度提出されると差し替えはできませんので十分確認のうえ提出してください。また、記載事項に誤りがあつた場合には、指名されないことがあります。

実施時期

平成16年10月1日以降に公表（公告）を行う工事案件より実施します。

平成16年3月8日
東京都財務局

公共工事の専任の監理技術者の確認について

「公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律」の施行により建設業法（昭和24年法律第100号）が改正され、平成16年3月1日以降、国、地方公共団体等が発注する公共工事に専任で配置される監理技術者には、国土交通大臣の登録を受けた監理技術者講習の受講が義務付けられました。

そのため、平成16年3月1日以降、公共工事の専任の監理技術者については、監理技術者資格者証のほか、国土交通大臣登録講習実施機関の講習修了証（過去5年以内）の確認が必要となります。

このことについては、下記のとおり取り扱うこととしますので、お知らせします。

記

- 1 平成16年3月1日以降に交付された監理技術者証の場合は、監理技術者資格者証と過去5年以内に監理技術者講習を受講したことを示す監理技術者講習修了証（登録機関が発行）の両方を確認します。
また、専任されている期間中のいずれの日においても講習を修了した日から5年を経過することのないように講習を受講しなければなりません。
- 2 平成16年2月29日以前に交付された監理技術者資格者証（監理技術者講習の受講を要件としていた）の場合は、監理技術者資格者証の確認により、監理技術者講習を受講した監理技術者とみなしますので、監理技術者講習終了証の確認は行いません。
- 3 工事希望票兼予定監理技術者等調書は、当面現行様式を使用し、希望申込みの際は、上記1、2に従い各写しを添付してください。